

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成28年 8月31日
【会社名】	株式会社フィット
【英訳名】	Fit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴江 崇文
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
【電話番号】	088-665-1500
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1-8-1 第3西青山ビル7階（東京本社）
【電話番号】	03-5778-9436
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成28年8月30日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年8月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会の構成員である監査等委員の過半数は社外取締役である必要があること、監査等委員には監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権及び取締役会における議決権があること、監査等委員は適法性監査に加えて妥当性監査も行うこと等から、当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、コーポレートガバナンスの強化を図ることができると考えております。つきましては、監査等委員会設置会社に移行するため、これに伴う必要な規定の変更を行うものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

第2号議案 剰余金の配当の件

平成28年7月21日を基準日とする期末配当を実施するものであります。

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額25,680,000円

効力発生日

平成28年8月31日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、鈴江崇文、尾崎昌宏、佐伯卓彦を選任するものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、川崎和久、二瓶直和、鎌倉晴久、井内秀典を選任するものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額200,000千円以内とするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額100,000千円以内とするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	33,615	253	0	(注)3	可決 78.73
第2号議案 剰余金の配当の件	33,627	242	0	(注)1	可決 78.76
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
鈴江 崇文	33,494	375	0	(注)2	可決 78.45
尾崎 昌宏	33,536	333	0		可決 78.55
佐伯 卓彦	33,476	393	0		可決 78.41
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
川崎 和久	33,516	353	0	(注)2	可決 78.50
二瓶 直和	33,511	358	0		可決 78.49
鎌倉 晴久	33,590	279	0		可決 78.67
井内 秀典	33,593	276	0		可決 78.68
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	33,550	319	0	(注)1	可決 78.58
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	33,568	301	0	(注)1	可決 78.62

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上